

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組みます。

当社は、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・的確な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組みます。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 中長期的な投資方針を有する株主との間で建設的な対話をを行う。

なお、当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方を『コーポレートガバナンス基本方針』として制定し、当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.tis.co.jp/ir/policy/governance/>

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(原則1-4 政策保有株式)

#### 【政策保有株式の縮減に関する方針・考え方】

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として必要と判断した場合に限り、その企業の株式を保有します。

毎年の取締役会において、個別の政策保有株式について以下の観点から保有の適否の検証し、保有意義が希薄と判断した株式について、可及的速やかに売却することを基本方針としています。

なお具体的な検証方法としては、各政策保有株式の貸借対照表計上額に対して、発行会社が当社顧客であれば事業関連収益を、発行会社が戦略的な協業先であれば年間取引額を算出し、その割合が一定比率以下である場合、売却検討対象としています。

上記検証結果により保有意義が希薄であることが確認された銘柄については、売却交渉を進め、一部銘柄の売却を行うなど、基本方針に基づき政策保有株式の縮減を進めております。

【政策保有株式に係る議決権行使の方針】

保有上場株式の議決権の行使については、議決権行使助言会社の行使助言方針も勘案しながら、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、並びに投資先の株主共同の利益に資するものであるかなどを総合的に判断の上、適切に行使します。

(補充原則1-4(1)、1-4(2) 政策保有株主との関係)

当社の政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合には、売却を妨げることなく適切に対応いたします。また政策保有株主と経済合理性を欠くような取引は行いません。

(原則1-7 関連当事者間の取引)

#### 【関連当事者間の取引の取締役会承認】

当社は、取締役・子会社その他関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引が会社や株主共同の利益を害する事がないよう、あらかじめ取締役会の承認を得るものとしております。なお、取締役は、自らに関して利益相反に係る問題が生じる場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得ることとしております。

【関連当事者間取引の開示】

関連当事者間の取引内容は、定期的に取締役会に報告し、関連法令の定めるところにより有価証券報告書の連結財務諸表注記および「株主総会招集ご通知」に記載する計算書類個別注記表にて、その概要を開示しております。

(原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、従業員の安定的な資産形成のために確定拠出年金制度を導入しており、運用機関・運用商品の選定を適切に行い、また従業員に対する資産運用の教育の機会を定期的に設けています。

なお、当社は、閉鎖型確定給付年金の積立金を運用しております。当該積立金の運用担当部門である人事部と財務経理部に必要な経験や資質を備えた人材を配置し、その育成に努めています。積立金の管理および運用に関しては、社外の信託銀行等の運用機関に運用を委託し、運用担当部門にて運用実績を定期的にモニタリングし、適切に見直してあります。

(原則3-1-i 経営理念等・経営戦略、経営計画)

【経営理念】

当社は、「TISインテックグループ経営理念」を当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.tis.co.jp/group/principle/>

## 【経営計画】

当社は、2018－2020年度の中期経営計画を当社ウェブサイトにおいて公表しております。

<https://www.tis.co.jp/ir/policy/midtermpolicy/>

### (原則3－1－ii コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針)

当社は、「グループ経営理念」および「グループビジョン」にもとづき、当社グループの中長期的な企業価値の向上を実現するため、『コーポレートガバナンス基本方針』を制定し、コーポレートガバナンスの継続的な充実に取り組んでまいります。

### (原則3－1－iii 取締役等の報酬を決定するにあたっての方針・手続き)

当社は、取締役の報酬に当たっては、過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「報酬委員会」の答申を受けた上で、取締役会にて審議することとしています。

常勤取締役・執行役員の報酬の決定に当たっては、会社業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針としています。独立社外取締役の報酬は、基準報酬のみで構成されており業績連動報酬は支給しておりません。監査役の報酬は、監査役の協議で決定・支給しておりますが、独立性確保の観点から業績との連動は行わず基準報酬のみを支給しております。

なお、現報酬体系が健全な動機付けに資するものと判断し、自社株を用いた報酬制度(ストックオプション制度)については導入しておりませんが、常勤取締役・執行役員は、中長期の業績を反映させる観点から、基準報酬の一定額以上を拠出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとしております。

### (原則3－1－iv 取締役等の選解任・指名を行うにあたっての方針と手続き)

当社は取締役・監査役等の候補者の選解任を行ふに当たっては、実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、ジェンダーや国際性などのダイバーシティの面も踏まえながら、取締役・監査役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を当社が定める選任基準にもとづき、取締役においては過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名委員会」の答申を受けた上で、取締役会で審議することとしております。

経営陣幹部に解任すべき事情が生じた場合は、取締役会が解任案を決定します。なお、取締役の解任は会社法等の規定に従って行うものとします。

### (原則3－1－v 経営陣の選任・指名に関する理由の開示)

当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知(参考書類)に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。第10期定時株主総会にて選任した取締役9名および監査役1名の「候補者とした理由」は、以下の通りです。また、他監査役4名の選任理由もあわせて以下に記載しております。

#### <取締役>

##### ・桑野徹

桑野徹氏は、当社グループ会社の代表取締役社長を経て、平成25年6月に当社取締役に就任、平成28年6月から当社代表取締役社長を務めており、当社および当社グループの事業および会社経営に関する豊富な経験と知見を有しております。また、現中期経営計画(平成27年度～平成29年度)の遂行にあたり、事業持株会社としての機能を果たすべく尽力するなど、取締役として引き続き、新中期経営計画を牽引・推進しおかず、当社グループの重要な事項の決定および経営執行の管理・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。  
(第10期定時株主総会)

##### ・安達雅彦

安達雅彦氏は、金融機関および当社グループ会社におけるコーポレート部門の本部長、金融系システム部門の事業本部長を経て、平成30年4月から副社長執行役員を務めています。これらの経験を活かし、新たにスタートする中期経営計画のコーポレート機能を中心としたグループガバナンス強化の推進と、当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

(第10期定時株主総会)

##### ・岡本安史

岡本安史氏は、経営企画部門におけるコーポレート業務に長年携わり、平成28年7月から当社専務執行役員として産業系システムの企画・開発部門の本部長を務めています。これらの経験を活かし、新たにスタートする中期経営計画の推進と、当社グループの重要な事項の決定および経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

(第10期定時株主総会)

##### ・柳井城作

柳井城作氏は、当社および当社グループ会社において、主に経営企画部門におけるコーポレート業務に長年携わり、平成23年4月から当社執行役員企画本部長を経て、平成28年6月から当社取締役に就任しており、当社および当社グループの事業および会社経営について豊富な経験と知見を有しております。これらの経験を活かし、引き続き取締役として、新たにスタートする中期経営計画の推進と、当社グループの重要な事項の決定および経営執行の管理・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

(第10期定時株主総会)

##### ・北岡隆之

北岡隆之氏は、当社の主要グループ会社である株式会社インテックにおいてITインフラ系事業に従事し、平成24年4月からの3年間、当社においてグループ会社の経営管理業務に携わっておりました。また、平成30年4月から株式会社インテックの代表取締役社長に就任されるなど、これまでの経験を活かしグループ運営の視点をもって、また、新たにスタートする中期経営計画の推進と、当社グループの重要な事項の決定および経営執行の管理・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

(第10期定時株主総会)

##### ・新海章

新海章氏は、新規サービス企画およびマーケティングに関する業務経験を経て、平成30年4月から当社の主要グループ会社である株式会社インテックにおいて、取締役副社長執行役員に就任しております。これらの経験を活かし、新たにスタートする中期経営計画の推進と、当社グループの重要な事項の決定および経営執行の管理・監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、取締役候補者といたしました。

(第10期定時株主総会)

#### ・佐野鉱一

佐野鉱一氏は、三井化学株式会社において主に財務・経理部門を歴任し、代表取締役副社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が平成27年6月まで在籍していた三井化学株式会社と当社において、連結売上高に対する当該会社の連結取引割合は0.4%、当社売上高に対する当該会社の取引割合は0.8%存在しますが、当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、いずれもその取引割合は僅少であるため、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。また、同氏は平成28年6月に当社の社外取締役に就任し、本定期株主総会終結の時をもってその在任期間は2年であります。

(第10期定期株主総会)

#### ・土屋文男

土屋文男氏は、日本航空株式会社において、海外拠点、経営企画部門での要職を歴任し、平成16年6月に同社取締役に就任後、常務取締役を経て、平成19年6月から同社グループ企業である株式会社ジャルカードにおいて代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が平成22年6月まで在籍していた株式会社ジャルカードと当社において、連結売上高に対する当該会社の連結取引割合は0.2%、当社売上高に対する当該会社の取引割合は0.4%存在しますが、当社における「社外役員の独立性に関する基準」を満たし、いずれもその取引割合は僅少であるため、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。また、同氏は平成29年6月に当社の社外取締役に就任し、本定期株主総会終結の時をもってその在任期間は1年であります。

(第10期定期株主総会)

#### ・水越尚子

水越尚子氏は、弁護士資格を有しており、また、知的財産、ICTおよび国際取引に関する豊富な専門知識と経験を有しております。これらの経験と知見を当社経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であります。また、同氏は会社経営に関与したことではありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したため、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が平成30年2月から弁理士顧問契約を締結するTMI総合法律事務所に、平成22年2月までパートナーとして在籍していましたが、退所後、既に8年2ヶ月が経過しており、また、現在同氏が在籍するエンデバー法律事務所と当社との間で取引は全く存在しないため、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれないと判断しております。

(第10期定期株主総会)

#### <監査役>

##### ・安藤啓

安藤啓氏は、金融機関への勤務および会社経営における長年の経験により、財務および会計ならびに企業経営に関する知見を有しております。これらの経験を活かし、当社取締役の業務執行に対する的確かつ公正な監視監督機能を期待できるため監査役候補者といたしました。

(第10期定期株主総会)

##### ・石井克彦

石井克彦氏は、金融機関および当社グループ会社のコーポレート部門の本部長を経て、現在、同社顧問を務めております。これらの経験を活かし、当社取締役の業務執行に対する的確かつ公正な監視監督機能を期待できるため監査役候補者といたしました。

(第8期定期株主総会)

##### ・伊藤大義

伊藤大義氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計等に関する専門的な知識およびこれまでの経験を活かし、当社のグループ監査体制強化に資する人材であります。なお、同氏は会社経営に関与したことではありませんが、上記理由により監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は平成24年6月に当社の社外監査役に就任し、第9期定期株主総会終結の時をもってその在任期間は5年であります。

(第8期定期株主総会)

##### ・上田宗央

上田宗央氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は平成24年6月に当社の社外監査役に就任し、第9期定期株主総会終結の時をもってその在任期間は5年であります。

(第8期定期株主総会)

##### ・船越貞平

船越貞平氏は、三菱商事株式会社における投融資・審査部門や管理部門のマネジメント、IT企業における監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験・知識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は平成28年6月に当社の社外監査役に就任し、第9期定期株主総会終結の時をもってその在任期間は1年であります。

(第8期定期株主総会)

#### (補充原則4-1-(1) 経営陣に対する委任の範囲)

当社は、経営と業務執行に関する機能・責任の明確化、意思決定の迅速化・効率化を図るために、執行役員制度を導入するとともに、取締役会における委任の範囲内において、経営に関する特定の重要事項について審議・決定を行う経営会議を設置しております。取締役会が委任する範囲は、「取締役会規程」「経営会議規程」「稟議決裁規程」において経営各層が決定すべき事項とその権限基準を定め、各職位の権限を明確化しております。

#### (原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、取締役会の判断・行動の公正性をより高めるとともに、取締役会における議論の活性化、適切な意思決定や監督の実施等の機能を担う独立社外取締役について、取締役会の1/3を占める3名を選任し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

#### (原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準)

当社は、会社法上の要件および東京証券取引所の独立性基準を踏まえ「社外役員の独立性に関する基準」を策定し、この独立性要件を基準に独立社外取締役および独立社外監査役を選任しております。

「社外取締役の独立性に関する基準」は当社ウェブサイトにおいて公表しております。

#### (補充原則4-11-(1) 取締役会の構成についての考え方)

取締役会の構成は、取締役を15名以内とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とすることとしております。取締役会は、株主からの受託者責任を認識し、法令・定款および当社関連規程の定めるところにより経営戦略、経営計画その他当社の重要な意思決定および業務執行の監督を行い、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に責任を負っており、その取締役会を構成する取締役は、ジェンダーや国際性などのダイバーシティの面も踏まえながら、その責務に相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を当社が定める選任基準にもとづき過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名委員会」の答申を受けた上で、取締役会で審議し、指名することとしております。

#### (補充原則4-11-(2) 取締役・監査役の兼任の状況)

取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の事業報告に開示しております。

#### (補充原則4-11-(3) 取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要)

当社は、課題や改善点を洗い出し、取締役会の実効性を高めるための取り組みにつなげることを目的に、2015年度から取締役会の実効性評価を毎期実施しています。2017年度の評価にあたっては、取締役および監査役全員を対象に、取締役会の構成および運営について網羅的に自己評価・自己分析を行う匿名のアンケート調査と、アンケート調査の結果を踏まえた取締役会における議論を実施しました。評価の方法、評価の結果、評価を踏まえた今後の課題およびその対応は以下に記載の通りです。

##### 1. 評価の方法

当社は、取締役会の実効性等に関する質問票をすべての取締役および監査役に配布し、回答を得ました。これらの回答を踏まえ、当社取締役会は取締役会の実効性に関する分析および評価を行いました。

尚、今回の実効性評価に関する実施については、外部弁護士の確認のもとに実施致しております。

##### 2. 取締役会の実効性に関する分析および評価の結果

当社取締役会は、稟議決裁規程およびグループ管理規程に基づく審議運営によって当社およびグループ各社の事業の推進状況、投資などの経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための一定の実効性が確保されており、加えて、昨年度の取締役会の実効性評価の結果を基にした改善施策によって、改善傾向にあると評価しております。

一方、当社取締役会を、より効果的・効率的に実行するには、取締役会で取り扱うべきテーマへの集中、取締役会における説明の更なる効率化が必要であると認識しました。また、当社グループ各社の一層の監督機能の強化が必要であると認識しました。

##### 3. 分析および評価を踏まえた今後の課題およびその対応

前述の分析および評価を踏まえ、当社は特に以下の課題への対応に注力し、取り組んでまいります。

###### 1)取締役会における重要テーマへの集中

取締役会において、注力すべきテーマに議論を集中し、効果的に取締役会を運営してまいります。昨年度、策定に尽力した新中期経営計画を当期より実行していますが、競争状況や市場動向を踏まえた事業戦略・人材戦略・投資戦略などの重要課題の議論を継続的に実施してまいります。

###### 2)取締役会の効果的・効率的な運営

取締役会における説明についても、更に効果的・効率的に取締役会を運営できるように進めてまいります。

###### 3)当社グループ各社の重要な業務の執行の監督機能の充実

継続的に取締役会における当社グループ各社の管理を強化し、監督機能を充実させてまいります。

#### (補充原則4-14-(2) 取締役および監査役のトレーニング方針)

当社は、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役に対して、就任に際して当社グループの事業・財務・組織等の必要な知識の習得、取締役・監査役として求められる職務と職責を理解する機会の提供、および在任期間中におけるこれらの継続的な更新を目的に、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行います。

#### (原則5-1 株主との建設的な対話)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、「IRポリシー」に基づき、株主との建設的な対話を積極的に実施するとともに、株主との建設的な対話を促進するための体制整備に努めます。株主との対話は、IR担当部門の取締役が統括し、代表取締役社長、担当執行役員等およびIR担当部門が対応方法を検討し、適切に対応します。IR担当部門は、関係部門等と情報共有や各々の専門的見地に基づく意見交換を適宜行う等、有機的に連携し、株主との対話を支援します。

株主に対しては、個別面談のほか、電話による対応、決算説明会やスマートミーティング等の開催等、対話手段の充実に努める。また、対話の前提となる情報開示を積極的に実施するとともに、対話に有効なツールと位置付ける「統合報告書」の内容拡充に努めます。

株主・投資家・証券アナリストをはじめとする資本市場参加者との建設的な対話において寄せられた意見等は、取締役会への報告等を通じて当社内で共有し、当社経営戦略のレビュー等に活用します。

株主との対話に際しては、情報開示の公平性に十分留意するとともに、「内部者取引防止規程」に則り、内部情報を適切に管理いたします。

#### (原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表)

2018-2020年度の中期経営計画、およびグループビジョンの中で、当該原則において記載されている内容について公表しております。

##### 【経営計画】

<https://www.tis.co.jp/ir/policy/midtermpolicy/>

##### 【グループビジョン】

<https://www.tis.co.jp/group/vision/>

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

#### 【大株主の状況】[更新](#)

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	11,500,400	13.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,684,860	6.70
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	5,274,400	6.21

TISインテックグループ従業員持株会	2,224,394	2.62
日本生命保険相互会社	2,073,053	2.44
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,939,361	2.28
株式会社三菱UFJ銀行	1,654,356	1.95
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	1,528,997	1.80
資産管理サービス信託銀行株式会社	1,402,600	1.65
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,316,241	1.55

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

補足説明 [更新](#)

1. 上記「(2)大株主の状況」は2018年9月期の株主名簿に基づいて記載しております。

2. 上記のほか、当社所有の自己株式2,907千株(発行済株式総数に対する割合3.31%)があります。

なお、当該自己株式には、TISインテックグループ従業員持株会専用信託口が保有する当社株式447千株および役員報酬BIP信託口が保有する当社株式85千株は含まれておりません。

3. 平成30年6月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが4社連名により、平成30年5月28日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、株式会社三菱UFJ銀行を除く3社については、株主名簿の記載内容が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社三菱東京UFJ銀行 所有株式数:1,654千株、割合:1.88%

三菱UFJ信託銀行株式会社 所有株式数:2,141千株、割合:2.44%

三菱UFJ国際投信株式会社 所有株式数:297千株、割合:0.34%

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 所有株式数:342千株、割合:0.39%

計 所有株式数:4,435千株、割合:5.05%

4. 平成30年6月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社が3社連名により、平成30年6月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、上記大株主の状況には含めておりません。

みずほ証券株式会社 所有株式数:418千株、割合:0.48%

アセットマネジメントOne株式会社 所有株式数:3,973千株、割合:4.53%

アセットマネジメントOneインターナショナル 所有株式数:152千株、割合:0.17%

計 所有株式数:4,545千株、割合:5.18%

5. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 11,500千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 5,684千株

資産管理サービス信託銀行株式会社 1,402千株

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
佐野 鉱一	他の会社の出身者										
土屋 文男	他の会社の出身者										
水越 尚子	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐野 鉱一	○	—	三井化学株式会社において主に財務・経理部門を歴任し、代表取締役副社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。 なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

土屋 文男

○

日本航空株式会社において、海外拠点、経営企画部門での要職を歴任し、平成16年6月に同社取締役に就任後、常務取締役を経て、平成19年6月から同社グループ企業である株式会社ジヤルカードにおいて代表取締役社長を務めるなど、企業経営に関する幅広い活動経験と豊富な専門知識を有しております。これらの経験と知見を当社の経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。

なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

水越 尚子

○

弁護士資格を有しております、また、知的財産、ICTおよび国際取引に関する豊富な専門知識と経験を有しております。これらの経験と知見を当社経営に活かし、かつ、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、当社のコーポレートガバナンス強化に資する人材であります。また、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通しております。社外取締役としての職務を適切に遂行することができる人材であると判断したため、社外取締役として選任しております。なお、会社法における社外取締役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

## 補足説明

取締役会の諮問委員会として、指名委員会および報酬委員会を設置しています。指名委員会の役割は、取締役の候補者または選任に関する事項の諮問を受けて、取締役会に対して答申いたします。報酬委員会の役割は、取締役の報酬に関する事項の諮問を受けて、取締役会に対して答申いたします。

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	5名

## 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、監査役5名(内、社外監査役3名)で構成されます。取締役の職務の執行について、監査役会の定める監査方針に従い、各監査役が監査を実施しております。また、当社が監査契約を締結している新日本有限責任監査法人から年間会計監査計画の提出、会計監査実

施結果の報告を受けるほか、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。加えて、監査部門による監査結果の報告を受けるとともに、随時意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 大義	公認会計士													
上田 宗央	他の会社の出身者													
船越 貞平	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 大義	○	――	公認会計士の資格を有しており、財務および会計等に関する専門的な知識およびこれまでの経験を活かし、当社のグループ監査体制強化に資する人材であり、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断して、社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
上田 宗央	○	――	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。
船越 貞平	○	――	三菱商事株式会社における投融資・審査部門や管理部門のマネジメント、IT企業における監査役を務めるなど、企業経営に関する豊富な経験・知識を有しており、当社の経営に対する総合的な助言を得ること、および業務執行に対する社外からの監視監督機能を期待し社外監査役として選任しております。 なお、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

6名

### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

### 該当項目に関する補足説明

役員の報酬は、会社業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針としております。

当社の取締役に対する報酬は、基準報酬、業績連動報酬で構成し、基準報酬は役位ごとの役割の大きさや責任の範囲にもとづき支給し、業績連動報酬は毎年度の経営計画にもとづき定めた会社業績指標に対する達成度に連動して、基準報酬額に対し役位ごとに定められた上限(最大30%)の範囲内で支給することとしております。

社外取締役に対する報酬は、基準報酬のみで構成され業績連動報酬は支給しておりません。

加えて、取締役(社外取締役を除く)については、中長期の業績を反映させる観点から、役位および報酬額から算定された拠出額に基づき、役員持株会を通じて一律に当社株式を取得するルールとしており、取得した株式は株主の皆様と価値を共有することを目的として、在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

なお、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様と利害を共有することを目的として、当社の取締役、執行役員およびエグゼクティブフェロー(社外取締役、非業務執行取締役および国内非居住者を除く)を対象とする業績連動型株式報酬制度を2018年度から導入しております。

ストックオプションの付与対象者

### 該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、全取締役に対して支払った報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役に対して支払った報酬の総額を併せて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、報酬決定のプロセスの客觀性および透明性を確保し、コーポーレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置しております。役員の報酬は、会社業績指標に連動した報酬制度の導入により、業績向上のインセンティブを強化することを基本方針とし、報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の上程議案について社外取締役・社外監査役へ事前の説明を実施し、また社外取締役・社外監査役に対する外部有識者による勉強会や、当社グループの施設やオフィスの現地視察等を実施することで、取締役会に十分な情報提供を行っております。加えて社外取締役と社長との意見交換会、社外取締役・社外監査役のみの意見交換会を開催し、取締役会において円滑で積極的な議論ができるようにサポートを行っております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

## 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
前西 規夫	特別顧問	TISインテックグループのガバナンスの維持・強化の観点に関する助言。 および、グループ会社である株式会社インテックの非常勤取締役を担う。	非常勤・報酬有	2018/06/26	2018年6月27日から1年間

## 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

## その他の事項

- ・特別顧問は、当社の業務執行およびその監督には関与しておりません。
- ・「社長等退任日」には、当社における直近の会社法上の役員の退任日を記載しています。

## 2. 業務執行・監査・監督・指名・報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は定款の定めにより取締役会の員数を3名以上15名以下とし、取締役会の監督機能の強化を図るため、そのうち2名以上を独立社外取締役とする方針を定め、現状では3名の独立社外取締役を選任しております。

取締役会は原則毎月1回、加えて臨時の取締役会を必要に応じてそれぞれ開催し、取締役は迅速・機動的な意思決定を行っております。なお、取締役会の上程議案について社外取締役・社外監査役へ事前の説明を実施し、また社外取締役・社外監査役に対する外部有識者による勉強会や、当社グループの施設やオフィスの現地視察等を実施することで、取締役会に十分な情報提供を行っております。加えて社外取締役と社長との意見交換会、社外取締役・社外監査役のみの意見交換会を開催し、取締役会において円滑で積極的な議論ができるようにサポートを行っております。

また、当社取締役の候補者決定または選任に関して、過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「指名委員会」、および当社取締役の報酬決定に関して、過半数の独立社外役員を含む複数の役員で構成される「報酬委員会」を、取締役会の諮問機関として設置しています。

更に、取締役会における経営の意思決定の迅速化と監督機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しており、取締役は執行役員に業務執行を委嘱し、委嘱を受けた執行役員は各部門長に対して、具体的な指揮・命令・監視を行っております。

加えて、代表取締役社長を議長とする経営会議は原則毎月2回開催し、当社およびグループ全体の業務執行に関する重要な事項の審議・報告等を行っております。なお、経営会議には、常勤監査役が出席しております。

### <内部監査および監査役監査の状況>

当社の内部監査部門(監査部)は23名で構成され、年間計画を社長承認後、取締役会に報告するとともに、それに基づき業務執行から独立した立場で内部監査を実行し、監査結果については逐一社長へ報告し、取締役会には定期的に報告しております。また、グループ全体の内部監査に係わる企画、子会社の内部監査状況のモニタリング、監査部門の無い子会社および当社各部門について内部監査を実施し、必要な助言、統括活動を行っております。加えて、グループ各社の内部監査部門との定期的な情報交換、監査部と監査役、監査部と会計監査人との意見交換会を開催し、必要に応じて監査施策や監査結果に係る情報を共有しております。

当社の監査役会は、監査役5名(内、社外監査役3名)で構成されます。取締役の職務の執行について、監査役会の定める監査方針に従い、各監査役が監査を実施しております。また、当社が監査契約を締結している新日本有限責任監査法人から年間会計監査計画の提出、会計監査実施結果の報告を受けるほか、会計監査人と定期的な情報交換や意見交換を行う等、緊密な相互連携をとっております。加えて、監査室による監査結果の報告を受けるとともに、隨時意見交換を行っております。

### <会計監査の状況>

当社は、会計監査を担当する会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会計監査を受けております。なお、当社の監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。

公認会計士 田光 完治氏(継続監査年数1年)  
公認会計士 善方 正義氏(継続監査年数7年)  
公認会計士 中井 清二氏(継続監査年数2年)

### 監査業務に関わる補助者の人数

公認会計士 26名  
その他 23名

### <監査役の機能強化に関する取組状況>

「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況【監査役関係】」の記載をご参照下さい。

### <責任限定契約の内容の概要>

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項の最低責任限度額としております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役会による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能をもつ監査役設置会社の体制を選択しております。また、業界および企業経営に関する経験と見識を有する社外取締役を選任し、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性、相当性を確保するための助言・提言を通じて、取締役会の監督機能の強化を図っております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	2018年6月26日開催の第10期定時株主総会の招集通知を2018年5月30日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様が株主総会に参加しやすいように、集中日を回避して設定しております。なお、直近の定時株主総会は2018年6月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電子投票制度を採用し、インターネット等(PC、スマートフォンまたは携帯電話)による議決権行使ができるようにしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ウェブサイト上に、株主総会招集通知(和文および英文)を掲載しております。
その他	当社ウェブサイト等を通じて、招集通知の発送前開示を実施しております。 直近の定時株主総会の招集通知の発送前開示は2018年5月18日に実施いたしました。

#### 2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーにおいて「情報開示の基本方針」を作成の上、当社ウェブサイトに掲載しております。 URL <a href="https://www.tis.co.jp/ir/other/policy/">https://www.tis.co.jp/ir/other/policy/</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会(通期および第2四半期は会場利用、第1四半期および第3四半期は電話会議)を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト上に、IR(投資家情報)ページを用意し、決算短信等の決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書および四半期報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知および決議通知等を掲載しております。 URL <a href="https://www.tis.co.jp/ir/">https://www.tis.co.jp/ir/</a>	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR業務は、経営管理部が担当し、専任の担当者を配置しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループCSR基本方針の各項目において、ステークホルダーの立場を尊重することを具体的に記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	データセンターにおける省エネ対策や環境配慮型の設計等、グループ各社が社会貢献や環境保全に対する高い意識のもと、精力的な取り組みを行っております。 当社グループのCSRへの取組みを当社ウェブサイトに掲載しております。 URL <a href="https://www.tis.co.jp/group/csr/report/">https://www.tis.co.jp/group/csr/report/</a>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IRポリシーの中で定めた「情報開示の基本方針」において、透明性を確保する観点から、重要な会社情報のみならず当社への理解を深めるものと判断した情報については、適時・適切に公表する旨を定めております。
その他	当社グループの持続的な成長のために欠かせない経営資源である多様な人材が能力を最大限に発揮できるように、「働き方改革」にも積極的に取り組んでおります。当社では、「モチベーションの向上」、「職場環境の向上」、「労働環境の向上」の観点から諸施策を推進し、その効果

は当連結会計年度の一人当たり教育日数の増加、月平均所定外労働時間の減少、年次有給取得率の増加にも着実に表れています。また、当社をはじめ、株式会社インテックおよび株式会社アグレックスが、厚生労働大臣より女性の活躍推進に関する取り組みが優れている企業に与えられる認定マーク「えるぼし」の最高位である3段階目の認定を取得しました。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

<内部統制システムについての基本的な考え方>

当社は、会社法および同施行規則の規定に則り、当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「グループ」もしくは「グループ会社」という。）の業務の適正を確保するための体制（内部統制体制）を以下のとおり決議し、この決議内容に則り、規程の制定、所管部門の設置、計画・方針の策定その他の体制の整備を行い健全な経営体制構築を推進する。なお、当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）とグループ経営運営契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。

#### 1. グループ会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、グループ会社の取締役および使用人（以下「役職員」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「グループCSR基本方針」を制定する。代表取締役はこれをグループ会社の役職員に周知し、法令遵守および、社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) グループ会社の役職員は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。

(3) 当社は、グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス担当役員を任命するとともに、コンプライアンス統括部門を設置し、当社グループの横断的なコンプライアンス体制の整備、問題点を把握、および、役職員に対する指導、啓発、研修等に努める。

(4) コンプライアンス違反行為等について、グループ会社の役職員が直接情報提供を行える内部通報制度を整備する。

(5) 内部通報制度の利用者は、その利用において、いかなる不利益も受けないものとする。また、内部通報制度の利用者を保護するために、必要な措置を講ずる。

(6) 反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たないことを宣言する。

(7) 反社会的勢力との関係遮断を、諸規程において明文化する。また、コンプライアンス統括部門を対応部門として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、弁護士および警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存に関する体制

法令および文書管理規程に従い、当社取締役会の記録およびその他決裁書等、当社取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存しつつ管理する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、グループのリスクを適切に認識し、損失発生の未然防止に努めるため「リスク管理規程」を制定する。この規程に則り、グループ全体のリスク管理を統括するリスク管理担当役員を任命するとともに、リスク管理統括部門を設置し、リスク管理体制の整備を推進する。

(2) リスク管理に関するグループ全体のリスク管理方針の策定・リスク対策実施状況の確認等を定期的に行う。

(3) グループ会社において重大なリスクが顕在化した時には対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講ずる。

#### 4. グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社取締役会は、法令および「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督する。

(2) 当社は、迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入する。

(3) 当社取締役会の効率的な運営に資することを目的に、当社に、経営会議を設置し、当社およびグループ会社の業務執行に関する重要な事項の審議を行い、当社取締役会から委嘱を受けた権限の範囲内で職務を執行する。

#### 5. グループ会社における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、子会社等の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ全体の経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「グループ経営理念」および「グループ管理規程」を定める。また、子会社に対してもこれを遵守させ、企業集団として理念および統制環境の統一に努めるものとする。

(2) 子会社等には、必要に応じて当社から取締役および監査役を派遣し、グループ全体のがバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。

(3) 当社はグループ全体の内部統制を統括する内部統制担当役員を任命するとともに、内部統制統括責任部門を設置し、グループの横断的な内部統制体制の整備および問題点の把握に努める。内部統制統括部門を事務局とする「グループ内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス、リスク管理、情報セキュリティ等の内部統制上の重要な事項を評価・審議し、その結果を取締役会に報告する。

(4) 当社の内部監査担当部門は、当社各部門の監査を実施するとともに、グループ会社の監査を実施または統括し、子会社等が当社に準拠して構築する内部統制およびその適正な運用状況について監視、指導する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項

監査役が必要と認めた場合は、監査役の必要とする能力・知見を有する使用者に対し、補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。

#### 7. 監査役の職務を補助すべき使用者の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用者の独立性を確保するため、当該業務を遂行するにあたっては、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用者の人事異動・人事評価・懲戒処分は、あらかじめ監査役の承諾を得るものとする。

(3) 監査役の職務を補助すべき使用者に任命された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有するものとする。

#### 8. グループ会社の役員および使用人が当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

(1) グループ会社の役職員は、情報の共有、課題・対策の検討、方針確認等を図るためにグループ横断的に設置された各会議体等を通じて、経営、事業、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に当社監査役に報告を行うとともに、業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当社監査役に報告を行う。

(2) 当社は、当社監査役へ報告を行ったグループの役職員に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行わないものとする。

(3) コンプライアンス統括部門は、内部通報制度の運用状況および重要な報告・相談事項について定期的に当社監査役に報告を行う。

(4) グループ会社の役職員は、いつでも当社監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。

#### 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社監査役は、当社取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べることができるものとする。

(2) 当社の代表取締役、会計監査人および内部監査担当部門は、当社監査役会とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(3)当社は、当社監査役会が必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を起用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証する。

#### ＜内部統制システムの整備状況＞

当社は、平成28年6月24日開催の取締役会において平成28年7月1日に実施したTIS株式会社との合併にともない「内部統制システムに関する基本方針」を改定いたしました。同基本方針の改定は当社の事業持株会社化を受けたマネジメント体制の変更を反映したものであり、新たな基本方針にもとづき内部統制システムの整備・運用を行っております。

具体的には、『グループ経営理念』および『グループCSR基本方針』を制定し、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の体制を含む当社グループ全体の内部統制システムを整備することにより業務の適正を確保するとともに、企業価値の向上を実現すべく改善に努めております。

当社の機関および内部統制は次のとおりであります。

#### ・グループ内部統制委員会

グループ内部統制委員会において、以下の4つの観点でグループ全体の内部統制に係る課題の確認、改善施策の進捗状況の評価等を実施しております。

##### (1)コンプライアンス

コンプライアンス規程にもとづき、グループ全体のコンプライアンス上の重要な問題を審議し、再発防止策の決定、防止策の推進状況管理などを通じて、グループ全体への浸透を図っております。

また、違法行為を未然防止するとともに、違法行為を早期に発見是正する施策としてグループ内部通報制度を導入し通報・相談窓口を設置して、グループ全体の法令遵守意識を高めております。

##### (2)リスク管理

リスク管理規程にもとづき、グループ全体のリスクをハザードリスク、オペレーションルリスク、財務リスク、戦略リスクに分類し、それらのリスクの管理体制・危機発生の際の責任体制などについて定めております。

また、当社およびグループ全体にグループ全体のリスク管理方針を策定し、リスクの把握、リスク低減策の推進、リスク対策実施状況の確認等を行っています。

##### (3)情報セキュリティ

グループ情報セキュリティ推進規程にもとづき、グループ全体の情報セキュリティ管理レベルの確認、評価、改善施策の推進を図るとともに、情報セキュリティに関する問題発生時には調査委員会を設置し、原因究明、対策の実施、再発防止策の推進等を含む問題解決に向けた責任体制などについて定めております。

##### (4)内部統制システム整備・運用状況評価

内部統制システムに関する基本方針および各種規程等にもとづき、グループ全体の内部統制の維持・向上に係る各種施策の推進を図るとともに、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、グループ内部統制委員会にて審議の上、取締役会に審議結果を報告するプロセスを整備しております。取締役会への報告を踏まえ、グループ全体の内部統制システムの強化および改善に取り組んでおります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### ＜反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方＞

当社は、反社会的勢力との関係遮断が企業の社会的責任および企業防衛の観点から必要不可欠であると考え、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、一切の関係を持たないことを宣言しております。

#### ＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

当社は、反社会的勢力との関係遮断を、諸規程において明文化しております。また、コンプライアンス統括部門を対応部門として情報の集約を図り、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、弁護士および警察等関連機関との緊密な連携のもと、適切な対応をとることができる体制を整備しております。

## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

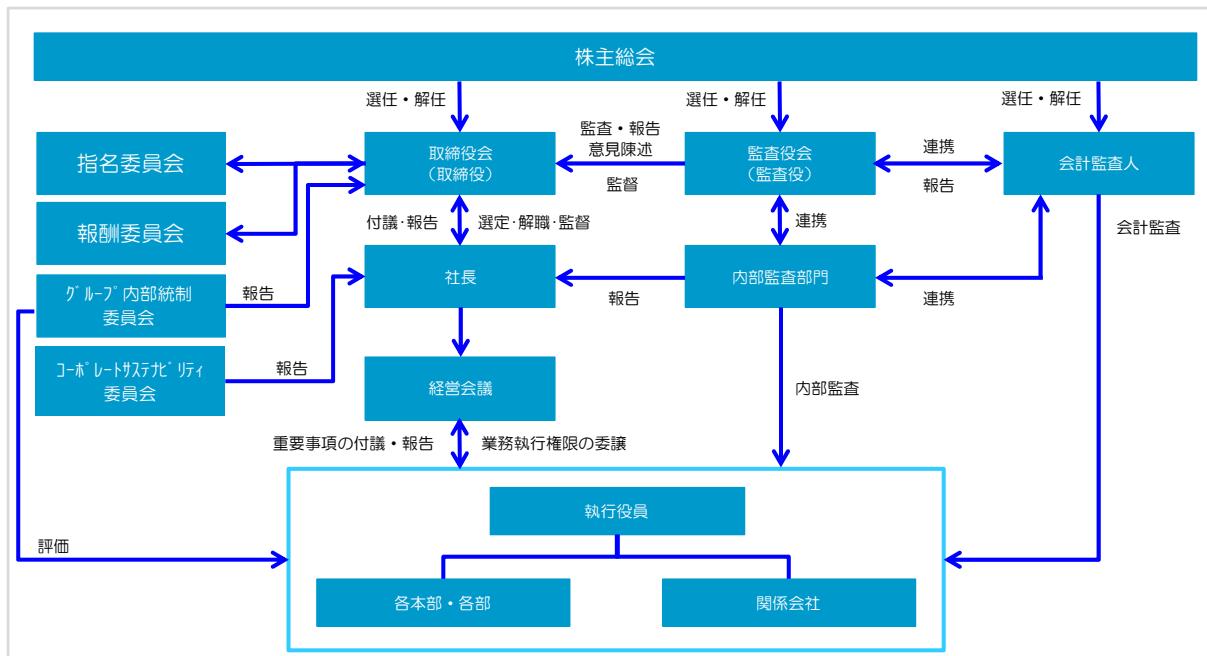
該当項目に関する補足説明

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

当社は情報開示の推進による透明性の確保の観点から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程および金融商品取引法に準拠した情報を含め、投資判断に影響を及ぼすと思われる重要な情報(決定事実・発生事実・決算情報等を指します。)を開示します。また、上記以外にも、当社および当社グループに対するご理解を深めていただく上で有用と判断した情報については、可能な範囲で自主的に開示します。当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、後掲のとおりです。

(参考)

## 【1. コーポレートガバナンス体制 模式図】



## 【2. 適時開示体制 模式図】

